



平成 26 年 11 月 26 日

【照会先】

大分労働局職業安定部

職業対策課長 末弘光義

地方障害者雇用担当官 友永勝喜

電話 097-535-2090

報道関係者 各位

## 平成 26 年 障害者雇用状況の集計結果について

### ～雇用障害者数は過去最高を更新し、実雇用率は全国 2 位～

大分労働局(局長 浅田和哉)では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 26 年の「障害者雇用状況」集計結果を以下のとおり取りまとめました。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%)以上の障害者を雇うことを義務付けており、労働局及び県内 7 カ所のハローワークが企業や公的機関に対し、障害者雇用の拡大を要請しています。

今回の集計結果は、同法に基づき、障害者の雇用義務のある事業主などから報告された 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況を集計したものです。

### 【集計結果の主なポイント】

<民間企業>(50 人以上規模)(法定雇用率 2.0%)

- 算定雇用障害者数は 2,745 人と前年より 7.6%(194 人)増加し、過去最高を更新(5 年連続)。
- 実雇用率は、昨年より 0.13 ポイント増の 2.28% 全国 2 位(全国平均 1.82%)。
- 法定雇用率達成企業の割合は、前年より 0.4 ポイント増の 55.4% 全国 12 位(全国平均 44.7%)

<公的機関>

- 県の機関(法定雇用率 2.3%)  
雇用障害者数 111.5 人、実雇用率 2.39%
- 市町村の機関(法定雇用率 2.3%)  
雇用障害者数 264.5 人、実雇用率 2.55%
- 教育委員会(法定雇用率 2.2%)  
県教育委員会: 雇用障害者数 165.0 人、実雇用率 2.20%  
市教育委員会: 雇用障害者数 4.0 人、実雇用率 2.65%

大分労働局・ハローワークは、法定雇用率を下回る民間企業等に対し、引き続き障害者の雇用促進に向け、一層の指導を行っていきます。

## 1. 民間企業における雇用状況

### (1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数（注1）は、2,745.0人（対前年比194人7.6%増）と、過去最高を更新した。
- 雇用者のうち、身体障害者は2046.0人（対前年比64.5人3.3%増）、知的障害者は561.5人（対前年比114人25.5%増）、精神障害者は137.5人（対前年比15.5人12.7%増）と、いずれも前年より増加し、特に知的障害者の伸び率が大きい。
- 実雇用率（注2）は、2.28%（全国平均1.82%）で前年より0.13ポイント上昇し全国2位、法定雇用率達成企業割合は、55.4%（全国44.7%）で、前年より0.04ポイント上昇と伸び悩み、全国順位は12位と、前年から後退した。  
（第1表 民間企業における障害者の雇用状況）

### (2) 企業規模別の状況

- 雇用されている障害者数を規模別にみると、50～100人未満で553.5人（90.0人増）、100～300人未満で873人（55.5人増）、300～500人未満で261.5人（16.0人減）、500人以上で1,056.5人（64.5人増）と、300～500人未満規模企業を除き前年より増加した。
- 実雇用率は、全ての規模で前年を上回った。また、民間企業全体の実雇用率2.28%と比較すると、50～100人未満（2.36%）及び500人以上規模企業（2.81%）は上回り、100～300人未満（1.89%）、300～500人未満規模企業（1.98%）については下回った。
- 法定雇用率達成企業の割合は、50～100人未満規模企業が56.0%、100～300人未満が54.8%、300～500人未満が60.5%、500人以上が48.4%と100～300人未満規模以外は前年を上回った。  
（第2表 民間企業における規模別障害者の雇用状況）

### (3) 産業別の状況

- 雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が4.0人、「鉱業、採石業、砂利採取業」が1.5人、「建設業」が30.0人、「製造業」が636.0人、「電気・ガス・熱供給」が5.0人、「情報通信業」が26.0人、「運輸業、郵便業」が17.0人、「卸売業、小売業」が311.0人、「金融業、保険業」が90.0人、「不動産業、物品賃貸業」が14.0人、「学術研究、専門・技術サービス業」が10.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が139.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が20.5人、「教育・学習支援業」が28.5人、「医療・福祉」が1,114.0人、「複合サービス事業」が47.5人、「サービス業」が150.5人と、医療・福祉（151.0人増）、卸・小売業（43.5人増）で前年より大きく増加した。
- 実雇用率は、医療・福祉（3.85%）、サービス業（2.38%）の産業において高くなっている。

（第3表 民間企業における産業別障害者の雇用状況）

## 2. 地方公共団体における在職状況

### (1) 都道府県の機関

都道府県の機関(法定雇用率 2.3%)に在職している障害者の数は 111.5 人、実雇用率は 2.39%で、前年より 0.07 ポイント上昇した。

(第 4 表 ①法定雇用率 2.3%が適用される地方公共団体)

### (2) 市町村の機関

市町村の機関(法定雇用率 2.3%)に在職している障害者の数は 264.5 人、実雇用率は 2.55%で、前年より 0.13 ポイント上昇した。

(第 4 表 ①法定雇用率 2.3%が適用される地方公共団体)

### (3) 教育委員会

法定雇用率 2.2%が適用される県及び市教育委員会に在職している障害者の数は、169 人、実雇用率は 2.21% (県教育委員会は 2.20%、市教育委員会は 2.65%)で、前年より 0.01 ポイント上昇した。

(第 4 表 ②法定雇用率 2.2%が適用される都道府県等の教育委員会)

(注 1)・・・ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その 1 人の雇用をもって、2 人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者）については、1 人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5 人分としてカウントされる。

(注 2)・・・ 雇用している障害者の数を常用労働者数で除した割合。常用労働者数は、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

第1表 民間企業における障害者の雇用状況

平成26年6月1日現在

年	① 企業数	② 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E/②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5		
26年	727	120,402.5 人	652 人	61	1,248	264 人	2,745.0 人	2.28 %	55.4 %
25年	705	118,649.5 人	595 人	50	1,187	248 人	2,551.0 人	2.15 %	55.0 %

(26年 資料出所 大分労働局集計)

第2表 民間企業における規模別障害者の雇用状況

平成26年6月1日現在

区 分	① 企業数	② 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5		
50～ 100人未満	343 (327) 企業	23,486.5 (22,849.0) 人	125 (83) 人	8 (6)	264 (262)	63 (59) 人	553.5 (463.5) 人	2.36 (2.03) %	56.0 (56.0) %
100～ 300人未満	310 (303)	46,142.5 (44,565.5)	168 (161)	23 (22)	475 (445)	79 (58)	873.5 (818.0)	1.89 (1.84)	54.8 (55.1)
300～ 500人未満	43 (46)	13,219.0 (14,781.5)	67 (69)	11 (5)	110 (122)	13 (25)	261.5 (277.5)	1.98 (1.88)	60.5 (58.7)
500人以上	31 (29)	37,554.5 (36,453.5)	292 (282)	19 (17)	399 (358)	109 (106)	1,056.5 (992.0)	2.81 (2.72)	48.4 (37.9)
規模計	727 (705)	120,402.5 (118,649.5)	652 (595)	61 (50)	1,248 (1,187)	264 (248)	2,745.0 (2,551.0)	2.28 (2.15)	55.4 (55.0)

( ) 内は平成25年分

(26年 資料出所 大分労働局集計)

- 注) 1. ②欄の「算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
2. ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
3. A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
4. ( ) 内は平成25年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者は、平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
5. 平成25年4月の法定雇用率引上げにより、最小階層の範囲を50～100人未満の区分としている。

第3表 一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

平成26年6月1日現在

区 分	① 企業数	② 算定の基礎となる 労働者数	③ 障 害 者 の 数					④ 実雇用率 E/②×100	⑤ 法定雇用 率達成企 業数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身 体障害者及 び重度知的 障害者	B. 重度身 体障害者及 び重度知的 障害者であ る短時間勤 務職員	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者	D. 重度以 外身体障 害者及び 知的障害 者並びに 精神障害 者である短 時間勤務 職員	E. 計 A×2+ B+C+D×0.5			
農・林業	企業 1 (1)	人 95.5 (91.5)	人 1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	人 2.0 (2.0)	% 2.09 (2.19)	企業 1 (1)	% 100.0 (100.0)
漁業	1 (1)	141.0 (143.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	1.42 (1.40)	1 (1)	100.0 (100.0)
鉱・採石・砂利採取業	2 (2)	351.5 (350.5)	0 (0)	0 (1)	1 (1)	1 (1)	1.5 (2.5)	0.43 (0.71)	0 (0)	0.0 (0.0)
建設業	26 (25)	2,496.0 (2,504.5)	7 (5)	0 (0)	16 (18)	0 (0)	30.0 (28.0)	1.20 (1.12)	10 (9)	38.5 (36.0)
製造業	171 (161)	33,074.5 (32,927.5)	158 (159)	3 (5)	312 (317)	10 (9)	636.0 (644.5)	1.92 (1.96)	106 (102)	62.0 (63.4)
食料品・たばこ	41	5,502.0	13	0	66	5	94.5	1.72	28	68.3
繊維工業	7	654.5	13	2	14	0	42.0	6.42	6	85.7
木材・家具	5	435.0	3	0	6	0	12.0	2.76	4	80.0
パルプ・紙・印刷	13	1,200.5	6	1	10	0	23.0	1.92	10	76.9
化学工業	10	1,308.0	2	0	15	1	19.5	1.49	6	60.0
窯業・土石	6	693.5	1	0	7	0	9.0	1.30	3	50.0
鉄鋼	1	69.5	0	0	0	0	0.0	0.00	0	0.0
非鉄金属	3	595.5	2	0	4	1	8.5	1.43	2	66.7
金属製品	13	1,018.0	2	0	3	0	7.0	0.69	4	30.8
電気機械	18	2,828.0	10	0	27	0	47.0	1.66	10	55.6
その他機械	45	14,266.0	78	0	118	2	275.0	1.93	26	57.8
その他	9	4,504.0	28	0	42	1	98.5	2.19	7	77.8
電気・ガス・熱供給業	4 (4)	336.0 (331.0)	1 (1)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	5.0 (6.0)	1.49 (1.81)	3 (3)	75.0 (75.0)
情報通信業	18 (16)	2,155.5 (2,144.5)	7 (7)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	26.0 (26.0)	1.21 (1.21)	7 (6)	38.9 (37.5)
運輸・郵便業	37 (40)	6,062.0 (6,201.5)	21 (15)	0 (1)	75 (79)	0 (0)	117.0 (110.0)	1.93 (1.77)	22 (23)	59.5 (57.5)
卸売・小売業	99 (94)	18,779.5 (18,100.0)	62 (57)	13 (13)	137 (110)	74 (61)	311.0 (267.5)	1.66 (1.48)	44 (43)	44.4 (45.7)
金融・保険業	11 (9)	5,025.5 (4,806.0)	26 (25)	0 (0)	36 (40)	4 (5)	90.0 (92.5)	1.79 (1.92)	3 (3)	27.3 (33.3)
不動産・物品賃貸業	10 (9)	904.0 (788.0)	3 (1)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	14.0 (10.0)	1.55 (1.27)	6 (6)	60.0 (66.7)
学術・専門・技術サービス業	8 (8)	804.0 (824.0)	2 (2)	0 (0)	6 (7)	0 (0)	10.0 (11.0)	1.24 (1.33)	5 (5)	62.5 (62.5)
宿泊・飲食サービス業	29 (29)	7,977.5 (7,913.5)	23 (23)	5 (3)	75 (63)	27 (20)	139.5 (122.0)	1.75 (1.54)	12 (12)	41.4 (41.5)
生活関連サービス・娯楽業	20 (24)	1,953.5 (2,317.0)	2 (6)	0 (1)	16 (20)	1 (1)	20.5 (33.5)	1.05 (1.45)	5 (10)	25.0 (41.7)
教育・学習支援業	10 (10)	1,478.5 (1,491.0)	11 (10)	0 (0)	6 (7)	1 (0)	28.5 (27.0)	1.93 (1.81)	8 (6)	80.0 (60.0)
医療・福祉	218 (210)	28,901.5 (27,787.5)	295 (248)	26 (16)	440 (390)	116 (122)	1,114.0 (963.0)	3.85 (3.47)	136 (120)	62.4 (57.1)
複合サービス事業	10 (11)	3,549.5 (3,622.5)	10 (13)	2 (2)	23 (27)	5 (5)	47.5 (57.5)	1.34 (1.59)	4 (6)	40.0 (54.5)
サービス業	52 (51)	6,317.0 (6,306.0)	23 (22)	12 (8)	80 (82)	25 (24)	150.5 (146.0)	2.38 (2.32)	30 (32)	57.7 (62.7)
産 業 計	727 (656)	120,402.5 (118,649.5)	652 (595)	61 (50)	1,248 (1,187)	264 (248)	2,745.0 (2551.0)	2.28 (2.15)	403 (388)	55.4 (55.0)

注) ( )内は平成25年分

(平成26年 資料出所 大分労働局集計)

## 第4表 地方公共団体における障害者の在職状況

### ① 法定雇用率2.3 %が適用される地方公共団体

平成26年6月1日現在

		① 算定の基礎となる職員数	②障害者の数					③実雇用率 E÷①×100
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	
		人	人	人	人	人	人	%
雇用率 2.3% 適用機関	県 4 機関	4,660.0 (4610.0)	24 (21)	3 (3)	48 (50)	25 (24)	111.5 (107.0)	2.39 (2.32)
	市町村 24機関	10,372.0 (10412.0)	58 (55)	8 (8)	130 (123)	21 (21)	264.5 (251.5)	2.55 (2.42)
	合計	15,032.0 (15022.0)	82 (76)	11 (11)	178 (173)	46 (45)	376.0 (358.5)	2.50 (2.39)

(平成26年度 資料出所 大分労働局集計)

### ② 法定雇用率2.2 %が適用される県及び市の教育委員会

雇用率 2.2% 適用機関 (教育委員会)	県 1機関	7,504.5 (7,554.0)	30 (30)	4 (3)	98 (100)	6 (6)	165.0 (166.0)	2.20 (2.20)
	市町村 1機関	151.0 (156.0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (4.0)	2.65 (2.56)
	合計	7,655.5 (7,710.0)	32 (32)	4 (3)	98 (100)	6 (6)	169.0 (170.0)	2.21 (2.20)

(平成26年 資料出所 大分労働局集計)

- 注)1. ①欄の「算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
2. ②A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
3. A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
4. ( )内は平成25年6月1日現在の数値である。  
なお、精神保健福祉手帳を所持する精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

法定雇用率2.3%が適用される地方公共団体

平成26年6月1日現在

機関名	①算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③雇用率	④不足数	備考
大分県知事部局	3,828.0	94.5	2.47	0.0	
大分県企業局	63.0	1.0	1.59	0.0	
大分県病院局	395.0	7.0	1.77	2.0	26.9.10で解消
大分県警察本部	374.0	9.0	2.41	0.0	
大分市役所	2,403.0	57.0	2.37	0.0	
別府市役所	739.5	19.0	2.57	0.0	
中津市役所	879.0	20.0	2.28	0.0	
日田市役所	569.0	14.0	2.46	0.0	
臼杵市役所	303.5	7.0	2.31	0.0	
佐伯市役所	909.0	22.0	2.42	0.0	
宇佐市役所	511.0	14.0	2.74	0.0	
豊後大野市役所	477.0	10.0	2.10	0.0	
杵築市役所	442.5	10.0	2.26	0.0	
国東市役所	385.0	13.0	3.38	0.0	
由布市役所	328.0	8.0	2.44	0.0	
津久見市役所	145.0	5.0	3.45	0.0	
豊後高田市役所	221.0	8.0	3.62	0.0	
竹田市役所	519.0	19.0	3.66	0.0	
玖珠町役場	179.0	4.0	2.23	0.0	
九重町役場	125.0	3.0	2.40	0.0	
日出町役場	159.0	5.0	3.14	0.0	
姫島村役場	172.0	3.0	1.74	0.0	
大分市教育委員会	399.5	11.0	2.75	0.0	
日田市教育委員会	70.0	1.0	1.43	0.0	
臼杵市教育委員会	72.0	2.0	2.78	0.0	
杵築市教育委員会	65.0	2.0	3.08	0.0	
大分市水道局	228.0	5.5	2.41	0.0	
別府市水道局	71.0	2.0	2.82	0.0	

法定雇用率2.2%が適用される教育委員会

平成26年6月1日現在

機関名	①算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③雇用率	④不足数	備考
大分県教育委員会	7,504.5	165.0	2.20	0.0	
別府市教育委員会	151.0	4.0	2.65	0.0	

- 注 1 ①欄の「算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 大分県立病院局は、平成26年9月10日に不足数が解消されている。

## ◎ 法定雇用率とは (厚生労働省資料)

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……一般の民間企業 …… 2. 0%  
     (50人以上規模の企業)  
         特殊法人等 …… 2. 3%  
             労働者数43.5人以上規模の特殊法人、  
             独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …… 2. 3%  
     (43.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 2%  
     (45.5人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

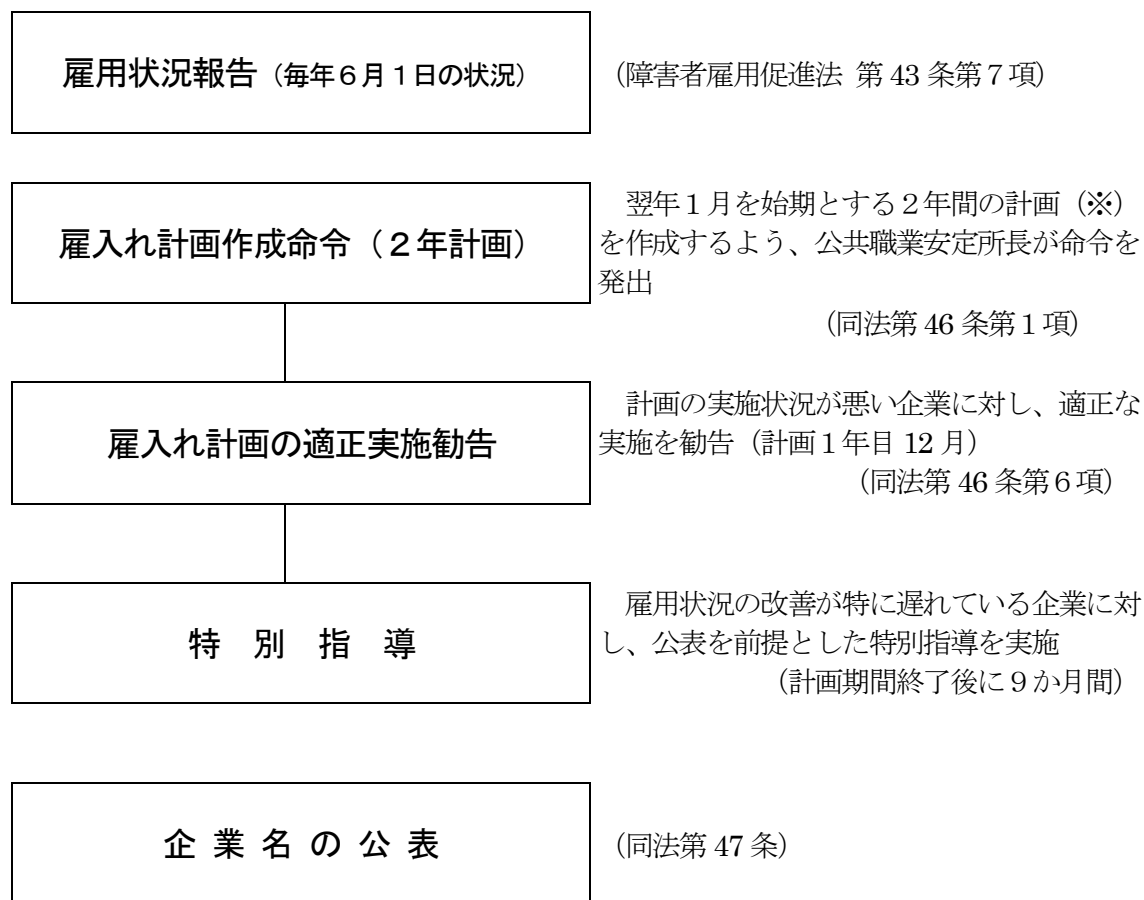
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。



## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ（厚生労働省資料）

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

### 〔指導実績〕

- 平成25年度の実績
  - \* 「雇入れ計画作成命令」の發出 221社
  - \* 雇入れ計画の「適正実施勧告」 252社
  - \* 「特別指導」の実施 49社
- 雇入れ計画を実施中の企業 785社（25年度）
- 企業名の公表
  - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
  - 18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社、
  - 21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
  - 23年度 3社（うち1社は再公表）、24年度 0社、25年度 0社、
  - 26年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。